

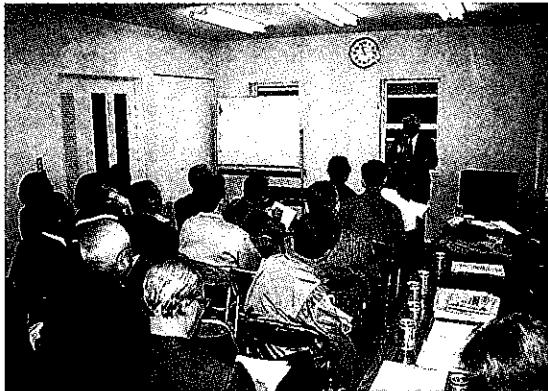
建築協定だより・神戸

第17号 1999年3月

発行

神戸市建築協定地区連絡協議会
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市住宅局建築部住宅環境課内
電話 (078) 322-5610

企画・制作/株アドゲイン



地区の概要を説明される小川運営委員長（自治会集会所にて）

昨年十一月二八日（土）に建築協定地区間交流会が開催されました。今回は、北区南鈴蘭台住宅地区（その1～5）を訪問いたしました。バスにより市役所三号館前より目的地南鈴蘭台に向かい、予定会場の中里連合自治会集会所に到着。

午前十時の定刻より、南鈴蘭台住宅地区（その1～4）の小川平助運営委員長から地区の概要、協定内容、運営及び更新の際の問題点などをお話ししていただき、参加者との意見交換も行なわれました。

小川運営委員長のお話と意見交換の内容を要約いたしますと……

南鈴蘭台住宅地区は北区中里町一丁

目と二丁目にまたがる神戸電鉄鈴蘭台駅の南東に位置。六甲連山の一角菊水山の自然と街並みとの調和を図り、公園、緑道など、街全体の約40%をオーブンスペースとして確保。周囲の雄大な自然とともに美しい四季の移ろいが楽しめる、潤いとゆとりの町のみを目指して、開発業者による一人協定としてスタートしました。

協定の主な内容は、一区画の面積は、当該区画の面積未満にしてはならない、建築物の主たる用途は住宅（共同住宅、下宿又は寄宿舎を建築してはならない）、外壁後退は1m以上とする等です。

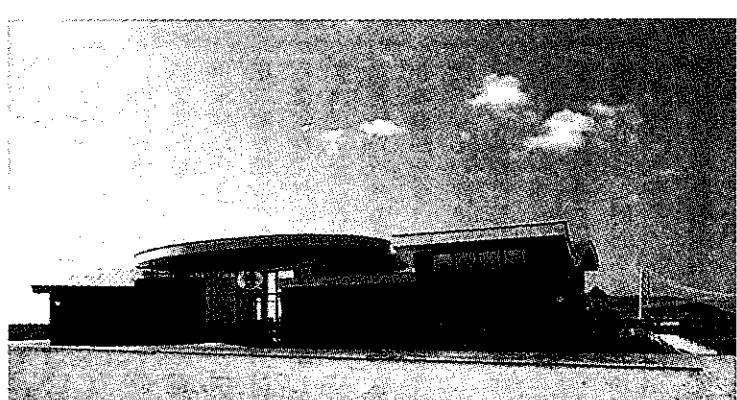
当協定の運営にあたり、当初、開発業者による一人協定ではじまりましたが、住民主体で運営するためには自治会を基に運営委員会を設立。また、協定期間は十年ですが平成十年に更新時期をむかえることから、前年より協定地区内においてアンケート調査を実施。幸い当初より住民の方々の熟知していることでもあり、九五%の方から継続希望的回答を得ました。しかし、協定を更新するにあたり、不在地主の方が海外におられたり、最後まで所在不明の方もおられたので、今後の課題として取り組みたいとのことです。

その後、参加者との意見交換が行なわれましたが、当地区が自治会を母体とした運営委員会であるので、参加者から自治会との関係について質問があ



明るく落ち着いた町のみの南鈴蘭台住宅地区を見学

景観は建築協定の目的を表したものと、参加者も高い評価をされていました。そして、午後より垂水区海岸通りの「神戸市立水産体験学習館（さかなの学校）」へ施設見学に行きました。当施設は人と海と魚のふれあいの場として、開設されたもので、ここでは、参加者の方にコーナー、学習室、視聴覚・図書コーナーもあり、日頃から深く生活に密接していいる海洋資源を新鮮な目でもう一度見つめ直すため自治会や子ども会でもまた訪問したいとの声があがっていました。



人と海と魚のふれあいを目指した「さかなの学校」

ト。ビ。ツ。ク。ス

神戸市住環境審議会の答申から

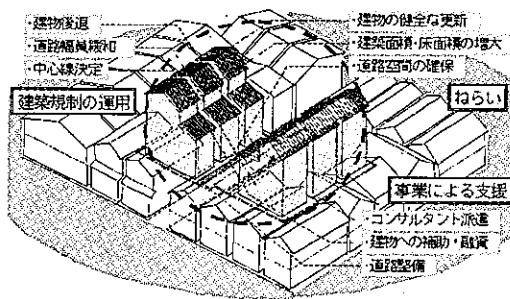
建築基準の弾力運用と地域にあつた制度をく

神戸市住環境審議会(会長・安田丑作、神戸大学工学部教授)は二月一日、全国一律の建築基準を弾力的に運用する「近隣住環境計画制度」の創設など、地域特性を踏まえたすまい・まちづくりを促す新たな施策を神戸市に答申しました。

同審議会は住環境等の保全及び育成に関する事項を調査審議する機関で、建築協定地区連絡協議会前会長の向井清之さんにも市民代表として委員をしていただいています。

ここでは近隣住環境計画制度の概要についてご紹介します。

この制度は従来からのまちづくり協議会や地区計画など広い地域を対象とするまちづくりに加え、市民にとってより身近である「近隣」を対象としたすまい・まちづくりを推進するものです。住民にとってお互いの顔が見える範囲として「向こう三軒両隣」程度の小さなまとまりからの取り組みに対し、建築規制の緩和や事業による支援を実施していくます。そしてこの小さな取り組みの積み重ねによって、地域の特性を踏まえた良好な住環境を形成していくことをするものです。



密集市街地における近隣住環境計画制度の例
～向こう3軒両隣からのすまい・まちづくり～



審議会で挨拶される鶴来神戸市助役(市役所1号館会議室)

住宅金融公庫特別加算制度について

～建築協定参加住宅に割増融資～

制度の趣旨

前号でお知らせした本制度について、ご紹介します。

この制度は、地方公共団体がその住宅政策に基づき、建設促進の誘導

を図つていこうとする住宅を、金融公庫が「特別加算融資」を行うことで支援していくものです。

神戸市では、「住環境整備型住宅」として「建築協定」のほか、「協調

建て替え」、「地区計画」、「都市景観

形成地域」なども対象となっています。

協定運営委員会と協議（これは特別

建設替え」、「地区計画」、「都市景観

には、一般的の公庫融資(※)の利用が条件となっていますので、その利用条件に合うかどうかまず、住宅金融公庫の取扱金融機関（都市銀行、信託銀行、信用金庫）に相談して下さい。

そして、金融機関から必要な手続

きの通知を受けたあと、建築計画を立て、その建築計画について、建築

協定運営委員会と協議（これは特別

建設替え」、「地区計画」、「都市景観

形成地域」なども対象となっています。

対象住宅

○神戸市の建築協定地区内の住宅

○協定内容を守った新築(建て替

えを含む)、増築(公庫の規程

で新築扱いとなる増築)、購入

(マンション購入融資を除く)

特別加算融資額

200万円／戸(利率II当初10年

間3・2%、11年目以降4・0%、

H11・3・23現在)

償還期間等は住宅の構造及び申込

みされる方の年齢により異なります。

対象となる融資(※)

マイホーム新築融資、建売住宅融

資、すまいひろがり融資等。

申込み方法

この特別加算制度を申し込むため

電話(06)6281-9268

住宅金融公庫大阪支店公共業務課

わがまち探訪

愛する気持ちを育む、シアトル・バンクーバー村。

西神(46)団地地区(西区竹の台)

神戸市西区の西神ニュータウンに、日本であること

を忘れさせるような北米風の街並みがあります。名前

は「シアトル・バンクーバー村」。全26戸の住宅は材料

を直接輸入し、大工さんも北米から呼び寄せて建てられたものです。街

並みは塀や電柱がなく、家々の前に

はゆつたりとした芝生の庭が広がり、その間を小道が続く開放感あふれる

北米の雰囲気が醸し出されています。

その街で建築協定がスタートしたのは平成元年6月、神戸市住宅供給公社による一人協定としてでした。

協定内容は「家の外壁・屋根の色は周囲と調和させなければならぬ」、

「芝生のある前庭側では、当初の良好な植栽の状態を保ち、あらたな生け垣・中高木を植栽しない」などユニークで厳しい内容のものもあります。

しかし、元々この街並みにひかれ移り住んだ方ばかりで、当初から街並みを守る意識は高く、管理組合を設けて年一回バーベキュー大会や総会を開いたり、全戸で共有地の清掃をするなど様々な活動が繰り広げられてきました。



温もりある家並み、塀や電柱がなく、ゆとりあるスペースは、日本であることを忘れさせるほど。

定更新の際は反対意見もほとんどなく、スムーズに手続きが完了。「こ

のまち全体がひとつの家だという意識を持つますから、自然と自分の

家の芝生もきれいにするし、共有地の樹の水やりや草抜きも誰とはなしにやるんです」

そんな役員の方の声に代表されるように、「ここではみんながこのまちを愛し、快適な環境づくりが行われています。

花台のついた窓などおしゃれなデザインが登場していますが、アルミサッシの四角い窓でも驚くほど多彩な表情を演出できます。

華やかさを添える窓は住宅の個性を表し、街並みに彩りを添える大切な要素です。

最近は木製のものや、花台のついた窓などおしゃれなデザインが登場していますが、アルミサッシの四角い窓でも驚くほど多彩な表情を演出できます。

なかでもカーテンは住宅のイメージを大きく左右するもの。これから季節に欠かせないレースは白という固定概念から抜け出して、ペストル調の淡い色を使ってみましょう。この際、淡いピンクとグリーンなど、明るさ鮮やかさが同じトーンの2色を交互に吊るすとストライプのしや

ガラスは、市販の装飾シートを使えば簡単にセンスアップできます。ステンドガラス柄、エッキング模様、カラフルな花柄など美しいものがありますから、好みで貼ればいいだけ。子どもがいる家ならいろんな色彩の粘着シートを動物や花の形に切って、物語のシーンを描いてみるのもおすすめです。

街並みおしゃれアイデア

窓辺を爽やかに♪コレーション。

障子窓にアートを描く

ですが、ちょっとアクセントを加え

れた雰囲気になります。

いま使っているカーテンをそのまま利用したいという場合は、カーテ

ンレールや窓の外の格子にグリーン

をまきつけてみてはいかが。殺風景

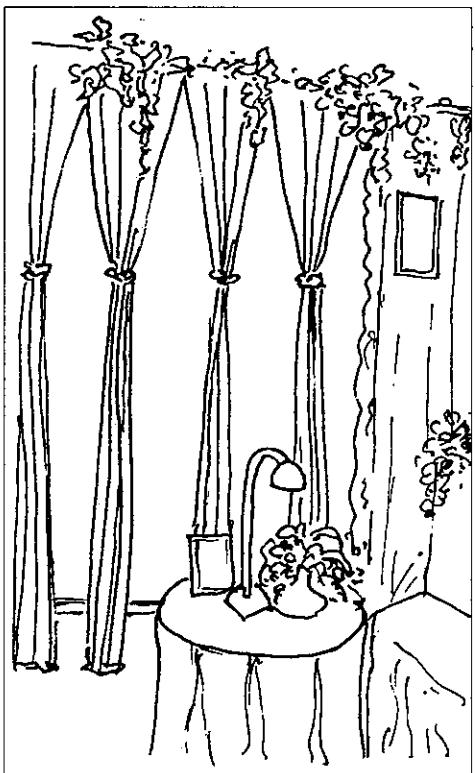
のグリーンは手入れが面倒というな

ら、イミテーションでもOKです。

装飾シートでガラスを

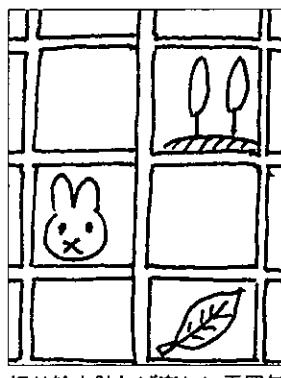
でも素敵です。たとえば障子の2段柄を浮かび上がらせたり、好きな形に切った色紙や、押し花、落ち葉などを散らしてもエレガントなアートになります。

切り絵を貼れば楽しい雰囲気



2色のカーテン+グリーンでセンスアップ

新しく認可された地区の紹介



平成十年十月一日以後、新しく認可された地区は次の二地区です。

市内の建築協定地区数はこれで八一地区です。

○北神星和台第七地区
(北区・一九区画)
平成十一年一二月九日認可

○北神星和台第8地区
(北区・六〇区画)
平成十一年一二月九日認可

(平成十一年三月二三日現在)

Q & A

**更新手続きは
どのように進めたらいいの?**

(質問)

（質問）私たちの協定地区では建築協定運営委員会の委員の任期が一年であることにから毎年委員が交代しており、今回の改選で私が委員長になりました。例年ですと案件も少なかつたのですが、今年は1年後に協定の有効期間が満了するため更新手続きの準備をしなければならず大変な時期に委員を仰せつかったと思っています。当地区は、開発者が分譲前に認可を受けた一人協定地区であつたことや増改築等もほとんどなかつたこともあって、協定者のみなさんの協定に対する認識等が希薄になつているのではないかと思います。私自身が協定についてよく理解できていない中でみなさんとのように話をしていくべきいいのかわかりません。更新手続きの上手な進め方についてご教示願えないでしょうか。

を維持していこうとされる場合は、引き続き協定を有効期間満了前に更新手続きを行う必要があります。この場合、更新であっても再度、協定を締結し直すことになるため、新規の認可手続として同様に権利者全員の合意を得て市長の認可を受けなければなりません。

さて、更新手続きの進め方についてのご質問ですが、基本的には運営委員会で議論された上で協定者の理解を得られやすい方法・手順で進めていかれたらいいと考えますが、参考までに一例を申し述べます。

たのですが、今年は1年後に協定の有効期間が満了するため更新手続きの準備をしなければならず大変な時期に委員を仰せつかったと思っています。当地区は、開発者が分譲前に認可を受けた一人協定地区であつたことや増改築等もほとんどなかつた

さて、更新手続きの進め方についての質問ですが、基本的には運営委員会で議論された上で協定者の理解を得られやすい方法・手順で進めていかれたらしいと考えますが、参考までに一例を申し述べます。

Q & A

有効期間満了前に更新手続きを行います。この場合、更新であつても再度、協定を締結し直すところになるため、新規の認可手続きと同様に権利者全員の合意を得て市長の認可を受けなければなりません。

申請し、認可を受け
建築協定というも

建築協定というものは、違反者や問題点がなく全員が協定をまつておれば日常的に関心を持つ機会も少

インフォメーション

花のフエスタ
ベリベリ
99

り、人はよってに協定に必要なものではと言わることもあるようです。更新時期はまちづくりについて考える絶好の機会でもありますので、建築協定で法規制以上の規制をしているからこそ地区の住環境が維持できているといったことを協定者に話をして理解を得ながら進めていかれることが大切だと思います。

の故郷。町には浅野内丘頭の居城・赤穂城跡をはじめ、義士ゆかりの史跡がたくさん残っており、毎年12月14日の「義士祭」には討ち入り姿の行列も再現されます。

またここでは温暖な気候と美しい海を利用して、かつて製塩業が栄えました。

日本百景

水と緑に抱かれた義士の町

赤穂城大手門

編集後記

私達の建築協定地区は、昭和五十年代初頭より同一の開発業者により開発された地域で現在では九地区で、建築協定が結ばれています。同じ地域の開発が段階を踏んで行われましたが、九地区全てが同一の協定内容で地区内の度重なる増改築や、更地等への若年層の立ち入り、煙草のポイ捨て等の住環境の問題に、街全体として、有効な取り組みが行えています。よつて、このような地域では、相互の情報連絡会などの組織をつくり意見を交換し共通した問題に協力して対処し、また街づくりのコーディネーターを招来し、地域全体として良好な環境づくりに取り組んはどうでしょうか。

(北区N・Mさんより)